

「子ども・子育て支援」特集号

10.1

2014
(平成26年)

子育てしやすいまちナンバーワンをめざして



「子ども・子育て支援新制度」が始まります!

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートします。



子ども・子育て支援新制度ロゴマーク

平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的に進めていきます。

また、同時期に中核市移行となることから、移譲される権限を活かして、保育の質をより一層向上させるために、職員の増配置など国や都を上回る独自の基準を盛り込んだ条例を制定しました。

引き続き「子育てしやすいまちナンバーワン」をめざして、子どもの健やかな成長を支えていくとともに、さまざまな子ども・子育て支援策の充実を図っていきます。

幼稚園・保育園などの利用について



▼利用手続きが変わります

新制度の施設を利用する際には、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けることになります。

1号認定 教育標準時間認定	2号認定 保育認定	3号認定 保育認定
<p>お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合</p> <p>●利用先：幼稚園、認定こども園</p>	<p>お子さんが満3歳以上で、保育を必要とされる場合</p> <p>●利用先：保育園、認定こども園</p>	<p>お子さんが満3歳未満で保育を必要とされる場合</p> <p>●利用先：保育園、認定こども園、家庭的保育(保育ママ)、小規模保育</p>

※幼稚園については、新制度に移行する幼稚園と現行制度のまま継続する幼稚園があります。現行制度のまま継続する幼稚園を利用する場合には、「支給認定」の手続きは必要ありません。

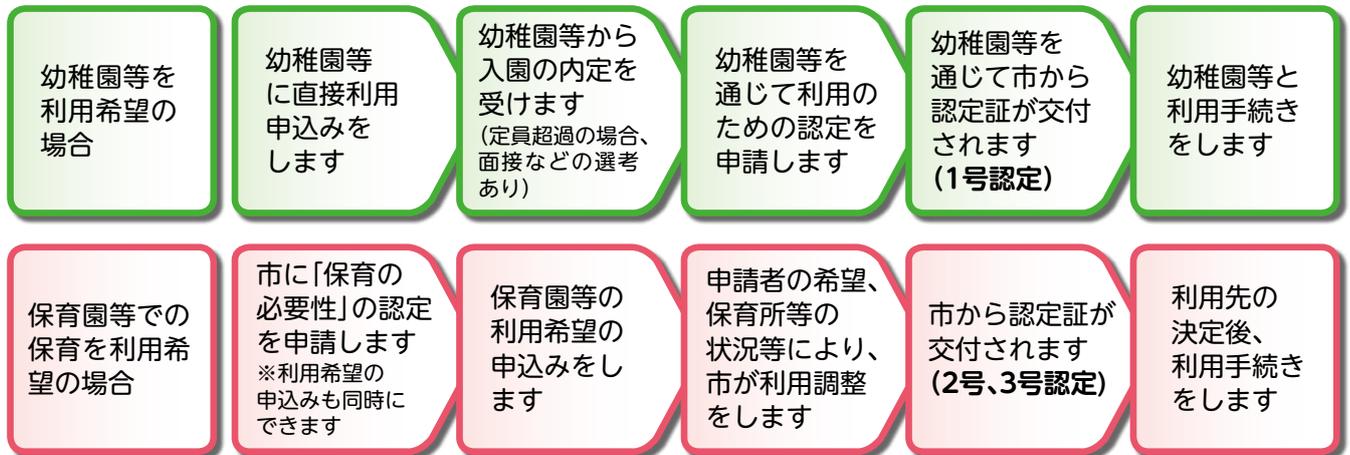
●保育を必要とする事由・・・次のいずれかに該当することが必要です。

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1 就労(内定含む) | 6 求職活動 |
| 2 妊娠・出産 | 7 就学 |
| 3 保護者の疾病、障害 | 8 虐待やDVのおそれがあること |
| 4 同居親族などの介護・看護 | 9 その他、保育が必要と特別に認められる場合 |
| 5 災害復旧 | |

●保育の必要量

2号、3号認定については、保護者の就労時間等に応じて、利用できる保育時間が保育標準時間(11時間まで)と保育短時間(8時間まで)に区分されます。

▼子ども・子育て支援新制度の利用の流れ



■現在、既に施設を利用しているお子さんについては、支給認定の手続きは必要になりますが、引き続き施設を利用することができます。手続きの方法は、施設を通じてお知らせします。

※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は幼稚園等、2号・3号認定の場合は保育園等の利用の流れになります。

平成27年4月入園の申込みについて

- 幼稚園及び認定こども園の願書は平成26年10月15日から各園で配布します。また、園での申込受付は平成26年11月1日からになります。
- 保育園等の「入園のしおり」は平成26年11月1日から市役所等で配布します。また、申込受付期間は平成26年12月1日から12月15日までになります。

▼対象の施設・事業

幼稚園 3～5歳



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う施設です。

保育園 0～5歳



就労等のため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育と教育を行う施設です。

認定こども園 0～5歳



幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つ施設で、就労等で家庭で保育のできない場合は保育の利用ができます。

家庭的保育 (保育ママ) 0～2歳



自宅等の家庭的な雰囲気の中で、少人数(定員5人以下)のお子さんを対象に、きめ細やかな保育を行います。

小規模保育 0～2歳



少人数(定員6～19人)のお子さんを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

●幼稚園について

幼稚園については、新制度に移行する幼稚園と現行制度のまま継続する幼稚園があります。平成27年4月から新制度に移行する幼稚園は次の5園で、入園内定後に施設を通じて利用のための認定を申請します。

■新制度に移行する園

たてまち幼稚園
セント・ベル幼稚園
みころも幼稚園☆
横川幼稚園☆
元八王子幼稚園☆
(☆は、認定こども園)

●「子ども・子育て支援新制度」説明会を開催します

保育園等の入園手続の説明を中心とした「子ども・子育て支援新制度」の説明会を下記の日程で開催します。事前の申込は不要です。

説明会日	場 所	時 間
10月13日(月)	学園都市センター イベントホール	午後7時～午後8時30分
10月15日(水)	南大沢文化会館 交流ホール	午後7時～午後8時30分
10月18日(土)	八王子市役所本庁舎 801・802会議室	午後3時～午後4時30分

※手話通訳を行います。また、1歳～就学前のお子さんをお預かりします。預かりの申込は、4日前までに、保育幼稚園課(☎620・7247)にご連絡を。

学童保育所の利用について

★学童保育所を利用する子どもたちの心身の健やかな育成を図るために、職員の資質やサービスの向上につながる項目を条例で規定しました。

★これまで小学校低学年を対象とていましたが、在籍児童数、施設の広さを考慮し、平成27年4月から下記施設で小学6年生まで受け入れます。

※高学年受け入れ施設(長房・中野・川口・由井・寺田第1・鹿島・松が谷・館ヶ丘・美山小・加住小・中山小・由木西小・上川口小・鎌水小第2学童保育所)

平成27年4月1日からの学童保育所入所者の募集期間は、
平成26年12月1日(月)～平成27年1月15日(木)
を予定しています。(申請書の配布も12月1日から行います。)



Q&A

Q1

新制度では、幼稚園や保育園への入園手続きはどう変わりますか？

A1

新制度での手続きについては、これまでの制度と時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望するお子さんの保護者も含め、3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること等、従来の手続きとは異なる点があります。

Q2

新制度では、施設や事業者によって、保育料は異なるのでしょうか？

A2

保育料は、認定区分ごとに、市町村民税額の階層区分別の保育料を定めますので、同じ認定区分と階層区分であれば、基本的にどの施設・事業所でも同一の保育料となります。また、施設・事業所が独自に設定する給食費、スクールバス代等の実費負担や、教育・保育の質の向上を図る上で必要となる上乗せ利用料が別途ある場合もございますので、ご利用を希望する施設にご確認ください。

Q3

保育料は毎年同額になるのでしょうか？

A3

保育料は、市町村民税額をもとに毎年決定されることになり、保育料の切り替え時期は、毎年9月になります（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により保育料を決定）。前年度の収入の変動に伴い、保育料の階層区分に変更が生じた場合は、9月から新しい保育料となります。

Q4

共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのですか？

A4

幼稚園は、保護者の就労の状況にかかわらず利用できます。新制度のもとでは、施設等を利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、「教育標準時間認定」（1号認定）を受けていただくこととなります。

Q5

小規模保育の利用を考えていますが、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？

A5

0歳～2歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育（保育ママ）には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育園）を設定することとしています。地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けること等により、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。

問い合わせ・
連絡先

- 保育園・幼稚園・認定こども園など
 - 入所手続きに関すること
 - 事業所の各種手続きに関すること
- 学童保育所に関すること

保育幼稚園課	☎620・7369	FAX621-2711
保育幼稚園課	☎620・7248	FAX621-2711
児童青少年課	☎620・7246	FAX627-7776